

# 令和7年度静岡市心のバリアフリーイベント参加団体募集要項

## 1 目的

障がいのある人に対する市民の理解と障がいのある市民の社会参加を促進することを目的として開催する静岡市心のバリアフリーイベントへの参加団体を募集するものです。

## 2 開催予定場所

青葉緑地B 1～B 3

## 3 開催予定日時

令和8年3月14日（土）午前10時から午後3時まで

## 4 募集内容等（予定）

（1）ステージ部門・・・イベントにおける歌やダンス、演奏、デモンストレーション等、ステージで実施可能な演目

ア 募集団体数 10団体程度

イ 出演時間 1団体あたり最大20分程度

（2）ブース部門・・・雑貨・食品等の販売、体験など

ア 募集団体数 12団体程度

イ 出店区分

（ア）雑貨・食品等の物販

（イ）体験ブース

（ウ）その他イベントの主旨に寄与するもの

ウ 出店区画 1区画 3.6m×2.7m（3坪）

※ネットを使用するスポーツ体験や、その他体験内容によって追加区画が必要となる場合は、ご相談ください。

エ 貸出備品 1区画当たり、テーブル2台、椅子4台まで

※その他、必要な設備、用品等は、出店者様側でご用意願います。

オ 出店時間 午前10時から午後3時まで

※原則、午後3時のイベント終了までは撤収することはできません。

カ その他

今年度、「相談」に関する出店内容は「相談コーナー」として1つのブースに集約して設置する予定です。（相談コーナーは休憩スペースの一角に配置を予定。）

相談コーナーでの出店を希望される場合は、事前に事務局までご相談ください。

## 5 参加申込制限と販売における申込資格

（1）参加申込制限

次のいずれかに該当する法人又は個人は、応募することができません。

ア 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関

係と同様の事情にある者を含む。) 及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者。

イ 法律行為を行う能力を有しない者。

ウ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

エ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。

## (2) 食品販売申込資格

食品の販売においては、次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り申込みすることができます。

ア 公的機関の発行する、市内にて有効な営業許可証を有すること。

イ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。

ウ 出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。

エ 過去3年以内に同種の業務の実績を有している者であること。

オ 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。

カ 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者。

## 6 申込みから参加決定までの流れ

### (1) 申込み

#### (2) 審査・選考

#### (3) 出店等決定通知

##### 6-（1）申込み ※各種法令、本要項を十分に御理解のうえお申込みください。

ア 申込提出書類

（ア）申込書

↓以下食品の販売の場合

（イ）営業許可証一式の写し

（ウ）食品衛生責任者の写し

イ 申込受付期間

令和7年12月19日（金）17時まで

ウ 申込方法

電子申請システム（LoGoフォーム）または、郵送、FAX、メール

##### 6-（2）審査・選考

各種法令、当該イベントの趣旨に即しているか事務局にて審査を行った後、申込書に記載いただいた内容に基づく選考や抽選を行い、事務局において決定します。

##### 6-（3）出店等決定通知

ア 出店決定通知書を発送

※会場のスペースの都合上、申込多数となった場合、選考または抽選の上、出店団体を決定させていただきます。本年度の出店を見送られさせていただいた場合も非決定通知を送付します。

※通知は令和8年1月中を予定しています。決定からイベントの開催の令和8年3月14日までに準備等が可能かも考慮した上でお申し込みをお願いします。

#### イ 出店等決定の取消

参加団体が、公序良俗に反する行為をした場合には、決定を取り消すことができるものとします。

その他、静岡市が出店を不適当と判断した場合は、参加団体と協議を行い、改善が認められない場合は決定を取り消すことができるものとします。

#### ウ 原状回復

イベントが終了したとき、または決定が取り消されたときは、参加団体の負担により、実行委員会が指定する期日までに使用箇所を現状に回復していただきます。

#### エ 注意事項

(ア) 法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、参加団体の責任と負担で実施していただきます。

(イ) 使用スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、参加団体の責任と負担で実施していただきます。

(ウ) 廃棄物が発生する場合は、ゴミ箱を設置し、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、参加団体の責任と負担で実施していただきます。

(エ) 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び本市が不適当と判断したものは販売できません。

(オ) 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。

### 7 損害賠償

(1) 参加団体はその責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。

(2) 参加団体は、出店場所の使用に当たり、静岡市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

### 8 イベントの中止について

天災、悪天候、その他不可抗力により、イベントを中止とさせていただく場合があります。また、開催決定後も、気象状況、諸般の事情からやむを得ず中止となる場合があります。

開催が中止となったことで生じた損害について、事務局はその責任を負わないものとします。

### 9 定めのない事項等の処理

本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、事務局と参加団体の協議の上処理するものとします。

### 10 問い合わせ先

静岡市心のバリアフリーイベント実行委員会事務局 安井

（静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課内）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1198 FAX 054-221-1494

E-mail shougaifukushi@city.shizuoka.lg.jp